

明るい郷土

住みよい高萩



才64号

5月5日発行

発行 高萩市役所 編集 総務課 印刷 藤枝印刷所

さる四月十五日市役所大会議室に於て昭和三十五年度市内の納税貯蓄組合長会議を開き各組合長さんの日頃の労をねぎらうと共に席上昨年度優良納税貯蓄組合の表彰式を行いました。

納税貯蓄組合法成立十周年を記念 15組合、個人5人を表彰

貯蓄組合法が施行されてから十周年に当り市税納入に当つての納税組合の重要性は益々認識されつゝあり本市に於ても昭和二十九年の市合併時には僅か六三組合を数えるのみであつたが市当局の適切な指導と市民一般の熱意によつて本年三月末日現在では組合数に於て一六二、組合員に於ては二、七六三人の多きを算す

限りなき前進!!



日ごろの苦勞をたえて



- (松岡) 殿町 雄の尾 川永 永田 潮 肥前山四 秋山下 石滝東部

るに至りきした、亦組合を通じて納入する市税の総額は二一三万八千円にも達し如何に納税組合の存在が市財政確立の為に役立つて居るかが判断されます。市に於てもかかる観点から組合の育成強化あり種々苦心して居る処であります。納税組合補助金交付等に於て昭和三十五年度には各組合に交付した補助金奨励金の額は九三万円にも上ります。当日の被表彰者は次のとおりです。

新農業委員決る

- 大工町 (高岡) 大畑 沼田 才助 (北方宿) 川上 諄 (行人塚) 豊田四郎次 (井戸沢) 金沢敬太郎 (仲町三)

- 市内大字安良川七三 宇佐美 清 凱 市内大字高萩八六一 市内大字秋山二〇〇 市内大字上神永 四郎吉 市内大字下網二七 市内大字下網四四 栄三郎 市内大字高萩一〇一 市内大字飯泉 道太郎 市内大字下網七〇四 市内大字原 新之助 市内大字中戸川一七二六 三代 進 市内大字大能五五九 鈴木 為 市内大字石滝四九三 鈴木 卓正 市内大字君田一三二七 堀田 富寿 市内大字島名一六九 鈴木 末吉 市内大字上井綱三坂九の一 三坂 盛一 市内大字上君田四八三 今川 香

今日の納税は

国民健康保険税1期です 5月31日までにお納め下さい 下記の地区へは係員が出張いたしますからご利用下さい。

- 旧上君田出張所 5月31日 {午前10時より午後3時まで} 下手網公民館 5月31日 {午前10時より午後3時まで}

拠出制国民年金

取扱いは開始

保険料はこうして納める

被保険者の皆さん、この年金制度の実施によつて私達の生活の不安は取除かれ、後後にそして不時の災難を受けた時等には年金による生活保障が確立されま

本市の加入者は昨年の十月一日受付開始以来市民各位の御協力によつて、三月末現在、八四、一％の四、五八七人に達し極めて優秀な成績でこの制度が実施されることになりました。

保険料の納入方法は

国民年金の保険料については既に御存知のことと思

いますが、毎月三十五才未満一〇〇円、三十五才以上一五〇円の国民年金印紙によつて保険料を納めて頂くことになりました。

この納入方法は、基本的には被保険者各自が年金印紙を購入し、自分の年金手帳にはりつけ三月毎に市役所で検認を受けることになり、本市の様に広大な地域に分散する市民の立場を考へます時、どうしても保険料納入の方法を組織的に、しかも計画的に行う必要があるかと存じます。

被保険者各自が毎月、或は三ヶ月毎に市役所まで出張し印紙を購入し検認を受けることは、労力、経費。

時間と各保険者にとつては相当のロスが生ずることと存じます。

こうした観点から保険料は手間をはぶいて、より簡単に、しかも確実に納入の出来る印紙充額と検認事務機構を整備することは市民の福祉増進のため又は、サービスの点からも当然のことであろうと考へますので、保険料の最も納入し易い方法を次の様に決定いたしました。

- (1) 納税貯蓄組合に願ひする方法
- (2) 市職員が定期的に出張検認する方法
- (3) 市役所窓口で検認する方法

この三つの方法を併用して、保険料の完全な納入を図りたいと思ひます。才一項の納税組合による方法は、市職員が三ヶ月毎

に組合長宅を訪問し、その場で印紙を売捌き、検認を済ませる方法で被保険者にとつては手数料がはぶけ、しかも確実に納付が出来る最も有利な納入組織であると思ひます。

組合加入者は至急組合長さんに申出てご相談の上毎月又は七月、十月、一月、四月の基準月毎に定められた保険料を納めて頂ければ間違いなく市職員が出張して検認をいたしますので、直ちに納入の手続きを済ませるよう願ひいたします。才二項の市職員の出張する方法は納税組合加入者以

外の人達を対象として行う方法で、市役所より遠距離に当る旧高岡地区、秋山松岡地区を中心に定期的に指定する場所に出張して印紙の売捌きと検認を同時に済ませることになりますから被保険者は現金と手帳を持って印紙を購入し検認を受けていただきます。

才三項の窓口による方法は市役所に比較的近い人達を対象に行う方法で、日曜祭日を除き何時でも現金と手帳さえ持参すれば検認を受けることが出来ます。この様に国民年金の保険料は印紙によるスタンブ方法

法が用いられておりますので、印紙を手帳に、はりつけただけでは保険料を納付したことはなりません、検認を受けることによつて始めて保険料が納入されたことになり、特に、この点注意される様願ひいたします。

年金印紙は五月五日より賣捌を開始

年金制度が四月一日より開始されたにもかかわらず印紙の充額事務が非常に遅れ、被保険者の皆さんには

大変御迷惑をかけたが来る五月十五日より前記の三つの方法によつて印紙の売捌を開始いたします。市役所窓口を御利用の皆さん方は福祉事務所まで現金と手帳を提出願ひます。尚納税組合及び各地域の出張検認は別途御連絡いたしますので必ず納入下さる様御協力をお願いいたします。

保険料は必ず納めなければなりません。納めて楽しい年金を一人もれなくもらえる様にいたします。

「請願陳情書」はどうか

一、有線放送施設費市補助金予算化に関する件

陳情者 高萩市農事放送農業協同組合

組合長理事 岡本信夫

当予算に三〇万円が計上されているが

要請額については三六年度内において可能な範囲で追加に見込まれるよう要望する

陳情者 高萩医師会

代表 飯島友雄

右件については陳情の趣旨にそいかなるものと認めこれを不採択とした。

二、二本杉前新堰完備に関する件

請願者 上手綱下区長

田辺一郎 外七名

右件は当初予算に考慮されて居るの当局の方針とされて執行された。

三、杉内、和野間の農道の一部及び橋梁改修に関する件

請願者 大宇中戸川区長

菊地定男 外七名

右件は現地調査の上昭和三十六年度予算の許す範囲内において実施された。

六、河川改修護岸工事施行方請願書

請願者 大宇上手綱下区長

鈴木光男 外四名

右は県において施行しても右は当局より土木事務所へ極力働きかけをするよう要望する。

七、安良川蛇沼及び柳町地内都市計画区画整理施行方陳情書

陳情者 大宇安良川区長

岩間保男 外一九名

右は当局において実地調査し道路取付け計画を樹てた後に追つて協議決定することとし本件は継続審査とする。

八、消防ポンプ及び器具置場整備に関する件

請願者 大宇上手綱下区長

田辺一郎 外三名

右件は現地調査の上昭和三十六年度予算の許す範囲内において実施された。

九、才五分田才三部消防ポンプ整備に関する請願書

請願者 大宇上手綱下区長

下田栄三郎 外五名

右二件については既に消防機構の再編成の時期にきており常備消防設置の構想とよくみ合わせ設置において消防団幹部と話し合つて検討することとし継続審査とした。

十、国民健康保険実施に伴う陳情書のうち診療施設に対する固定資産税の減免

陳情者 高萩医師会代表

高萩歯科 飯島友雄

若松 政治

右件は地方税法の規定と自治省通達の趣旨から規定と減免措置することは適当でないものと認め

春の交通安全運動

……五月十一日から……

春季交通安全運動が、五月十一日から全国一斉に行なわれます。全市民が協力して、高萩市内からは交通事故による負傷者等出ないようになりたいものです。今年運動では特に次のことが重点的に進められます。

①道に空箱、土砂その他物を置いたままにし

- ②どぶの泥を浚つてこれを道路に上げたままにしておくこと
- ③道路で自動車、自転車の故障修理をやること
- ④建築工事の跡始末をしないで残つた資材を放置して置くこと
- ⑤商品などを道路まで突出して陳列して置くこと

二、酒を飲んで車両運転は交通法規の改正でめいいていしなくても酒を飲んだ上で車両の運転は禁止されま



した、運転する者に酒をすめたり、酒を飲んだ者に運転をさせることはつしみます。

三、自転車の二人乗り、夜間無灯火乗車はやめま

このようなことは一般交通上危険なことであり、法規でも重い罰金刑が科されることになっております。

四、歩行者は右側を歩きま

改正交通法でも歩行者は右側端を歩くか、歩道のあるところでは歩道を歩くことになつています、特に中年

自由放牧は止めましょう

の婦人方は御注意。五、青空車庫の掃運動車両は買ったが置き場所がない、仕方がないから店の前の道路に置く、このようなことは許されない、必ず道路以外のところに格納しよう。

六、持ち場持ち場で交通安全

市内の各官公署、会社、事業場、商店、組合、各種団体等すべて車両を特これを使い業務を遂行して居ります。その職場で、こぞつて安全運動に協力し無事故で業務発展を遂げるよう努めましょう。

(あなたが規則を守れば規則はあなたを守る)

さきほど区長会議を開き自由放牧についていろいろ相談致しました、その結果農業経営上総合的に農家各自の實質的利益にはならないと云う結論に達しました

自由放牧は個人的には利益のこともあろうが、それが為に地域住民が被る直接間接的な被害は実に莫大なものがあり、民主的法治国家に於ては許すことの出来ないことであると考え

ます。お互に他人の権利は尊重し自由放牧によつて飼料の

確保することも出来たでしょうが今後は容易でないことは察します、それがために牧場の改良、草地の造成も充分考えるべきです

今年には共有、個人の別なく力を入れる考えで努力しています、出来るだけ早い時期に産業課まで申し出で下さい。

飼料作物にも努力しましょう。先づサイロを作り冬期飼料の確保に意を注ぎま

和牛の先進地には条件の揃つた地帯ばかりはありません、あらゆる苦難と斗つて現在の名声を博している猫の手もかりたい農繁期となり素足で坊にお百姓さんには非常に危険なことです。お互に注意しましょう。

環境衛生強調週間

きれいな環境
すこやかな生活

長い冬ごもりから解放されて、入梅や夏の暑さにも負けず元気な生活をするために、健康生活の基礎づくりとして、五月十五日から二十三日まで環境衛生強調週間が始まります。

生活環境を清潔にし、環境衛生の向上をはかるために、春の大掃除を中心として清掃、蚊、はえ、ねずみ等の退治をいたしましなう。

◇屋内……畳、敷物を日光にあてること。
◇物置……押入、戸棚など隅々をよく手入れ、ネズミなどをすてなうで下さう。

田や畑に「ゴミ」などをすてなうで下さう。

安良川より約五十米先、黒沢清之助さんの水田に積重ねた堆肥の上にガラス瓶や茶わんカケ、空かんなど多量の「ゴミ」が投げすてられてありました。

猫の手もかりたい農繁期となり素足で坊にお百姓さんには非常に危険なことです。お互に注意しましょう。





鳥をかわいがらう!!

十日から愛鳥週間

ことしも五月十日からの一週間を「愛鳥週間」として、全国的に愛鳥運動が展開され、いろいろな行事が行なわれます。

野鳥を愛するということは、だれもが持つているいづくしみの心のあらわれでこの気持ちをすなおに伸ばしていくことは私たちが社会生活を営んでいくうえにもとても大切なことです。

野鳥の保護がなぜ必要か!

最近では農作物や森林など

ホトトギスはちよつど青葉の季節に南の方から日本の山林地方にとんでくる。好んでマツムシや有害なコシ虫を食べる有益な鳥といえる。古川柳に「あの声でトカゲ食うかヤホトトギス」などとあるくらい大へんな悪食なのだ、それがまた人間や植

の害虫が非常に多くなつており、この害虫を駆除するための費用が多額になつてきています。

このばく大な被害をもつとも自然にしかも効果的に防止する方法としては、野鳥の食性を利用して害虫類を駆除することです。

一般のかたは野鳥がどのくらい害虫を食べているか知らないかと思ひますが、シジュウカラ一羽は一日に三三〇匹、ムクドリは五七〇匹を捕食するといわれまた農家の嫌われもののスズ

物のために役立つわけである。もともとホトトギスは生活力の旺盛な鳥なのであるが、詩歌にうたわれたホトトギスはいずれも悲劇的な因縁性が多い。これは、一つは他の鳥と違つて夜間に鳴きながらとる習性のあること、あの特徴のさうい鳴き声によるものである。昔からホトトギスは「八千万声のホトトギス」とか「一日四万八声鳴かなければ気がすまぬ鳥」とさ

ホトトギスの話

物語でやく悲鳥の名をはしいまにしましたものである。しかし、この鳥の本性はさつきもいつたように生活力は強く、とくにそのヒナの育て方がまことにふつてゐる。ホトトギスは普通ウグイスの巢の中にこつさり

メでさえも秋の収穫期を除いては年中こん虫類を主食としていますので、農作物の生育につくす利益はその及ぼす害よりもはるかに大きいものだといわれています。このように野鳥は農作物の生育につくしていますが、最近社会状況の變化によつて野鳥類の住む山や原野などが年々少なくなつてきたために、野鳥の数も年とともに減少してお

野鳥をふやすにはどうするか!

では、私たちはどのようにして野鳥の保護や増殖に

れそのためにノドから血を吐くといわれ、いわゆる「泣いて血を吐くホトトギス」の伝説となつてあつた。これはウグイスの卵より早くヒナにかえるが、そうするとこの背中ウグイスのヒナは自分の背でウグイスの卵を巣の外に押し出して、自分で自分の親の餌を独占して生長する。餌を運んだウグイスの母親が自分よりの大きなホトトギスにクチバシの中に餌をつつこんでいるはまことに哀れである。つまりホトトギスからかつて悲しい因縁性は人間から作られた心かかわが、それは青葉の候の心よ、鳥と



国民 完納強調月間
完納で文愛に育はわれらの国保
茨城県 茨城国民健康保険団体連合会
◎ 映画館等への入場の際には入場券の半片を受取りましょう
◎ 入場券の半片を受取る時は入場税を納めた大切なしるしです。
◎ 三月決算法人の申告と納税は五月末日限りです
◎ 止めましよう
◎ 有害なお酒の密造は密造は

よい子の市役所見学
高萩小、東小の六年生五百名は社会科の勉強のため四月十七日から二十二日まで一週間市役所をたずねた。市役所内をめぐり、容などを勉強した。

精神衛生相談 巡回につて
健康には肉体的な点のみでなく精神的にまた社会的に完全な状態であること、精神衛生とは精神の病氣や欠陥を予防し治療をすること、精神を健康にすることである。また精神病には遺伝性のもや精神病分裂病(早発性痴呆)・エーウツ病(イローゼ)・夜尿症・テンカン、精神薄弱、性格異常等非常に多く、性根異常により実施しますからお知らせします。
相談日時
昭和36年5月3日
午前11より午後3時まで
午後3時まで
茨城県精神衛生相談所長 伊藤圭一先生